

生活保護を受ける者が所有・使用する 軽自動車等に対する減免

対象となる軽自動車

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し、かつ、その者の生業のため使用する軽自動車等
2. 生活保護法の規定による扶助を受給している者が所有する軽自動車等

※ 申請日時点で生活保護の受給期間が 30 日に満たない場合は、減免対象外です

手続きに必要なもの

- ☐ 1. 軽自動車税（種別割）減免申請書
- ☐ 2. 自動車検査証の写し
 - ・ 電子車検証の場合は、併せて自動車検査証記録事項の提出もお願いします。
- ☐ 3. 生活保護受給証明書
 - ・ 福祉課にて「軽自動車税（種別割）の減免」のためのものを発行してください。
- ☐ 4. 納税義務者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

代理人による申請の場合

以下の書類を追加でご提出ください。

- ☐ 5. 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ☐ 6. 委任状

※ 代理人が同居親族の場合は提出不要です。

申請様式

以下のさいたま市ホームページより、ダウンロードいただけます。

『軽自動車税（種別割）の減免について』

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/002/003/p075057.html>

Q Rコードはこちらから

※ Q Rコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



生活保護を受ける者が所有・使用する軽自動車等に対する減免

申請期限

減免申請を行うことができる期間は、**納税通知書が届いてから納期限まで**です。

(通常、5月上旬から5月31日まで。)

- ※ **減免申請期限後は受付できません。**
- ※ **減免決定前に納付された軽自動車税の種別割については、減免の対象となりません。**

減免の継続について

初回申請時から減免対象・減免事由に変更がない場合、次年度以降も継続して減免が適用されます。
(毎年度の申請書等の提出は不要です。)

申請先・お問い合わせ先

定置場(使用の本拠の位置)の区を管轄する市税事務所個人課税課宛てに郵送又は直接ご来庁ください。

- ※ 各区役所市税の窓口では申請いただけません。
- ※ 郵送で申請する場合は、書類のコピーを同封してください(当日消印有効)。

担当課	主たる定置場のある区	電話番号	F A X 番号
北部市税事務所 個人課税課 (大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5 階)	大宮区 西区・北区 見沼区・岩槻区	048-646-3102	048-646-3164
南部市税事務所 個人課税課 (浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 2 階)	浦和区 中央区・桜区 南区・緑区	048-829-1386	048-829-6236